

屋内温水プール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第18号

屋内温水プール条例施行規則の一部を改正する規則

屋内温水プール条例施行規則（平成5年岩手県規則第78号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第7条関係）				別表（第7条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合			料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
放送設備	[略]		円 <u>250</u>	放送設備	[略]		円 <u>260</u>
電光表示板	[略]		<u>260</u>	電光表示板	[略]		<u>270</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この規則は、平成31年 4月 1日から施行する。